

## 香川県留学生等国際交流連絡協議会規約

(名称)

第1条 この会は、香川県留学生等国際交流連絡協議会(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、香川県内に滞在する外国人留学生等(以下「留学生等」という。)の受入れ推進及び地域社会との交流に関する諸方策を協議し、国際交流の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 留学生等の受入れの推進
- (2) 留学生等の勉学条件・生活環境の整備
- (3) 留学生等と地域住民との交流の推進
- (4) 留学生等及び国際交流団体に係る情報交換
- (5) 交流活動行事の連絡・調整及び周知
- (6) 地域住民に対する啓発
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業

(構成)

第4条 本会は、香川県内において国際交流活動を行う団体等で構成する。

2 本会に加入する団体等は、運営委員会の議を経て会長の承認を得るものとする。

(役員)

第5条 本会に次の役員を置き、任期は2年とし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 運営委員 15名以内
- (4) 監事 2名

2 会長には、香川大学長をもって充て、副会長、運営委員及び監事は、総会の議を経て会長が委嘱する。

(役員の仕事)

第6条 会長は、本会を代表し、本会の会務を統理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。

3 運営委員は、運営委員会を組織し、本会の会務を処理する。

4 監事は、本会の会計及び会務を監査する。

(顧問)

第7条 本会に顧問を若干名置くことができる。

2 顧問は必要に応じ、会の組織、運営状況について報告を受けるとともに、会長の相談にあずかる。

(総会)

第8条 総会は、年1回定期的に会長が召集し、本会の重要事項について協議する。また、必要に応じ臨時総会を開くことができる。

(運営委員会)

第9条 運営委員会は、委員の互選により運営委員長を選出する。

2 運営委員会は、運営委員長が必要に応じ召集し、本会の会務を協議する。

(経費)

第10条 本会の運営経費は、会費及びその他の収入金とする。

(会費)

第11条 本会の会費は、別に定めるものとする。

(事務局)

第12条 本会の事務処理のため、香川大学国際グループに事務局を置く。

(事業年度)

第13条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(規約改正)

第14条 規約の改正は、総会において出席団体の3分の2以上の賛同を得て行う。

(雑則)

第15条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この規約は、昭和63年2月2日から施行する。

附則

この規約は、平成2年6月27日から施行する。

附則

この規約は、平成14年9月28日から施行する。

附則

この規約は、平成 17 年 11 月 5 日から施行する。

附則

この規約は、平成 22 年 3 月 16 日から施行する。

附則

この規約は、平成 23 年 3 月 16 日から施行する。